

給与支払者 様

能勢町総務部理財課税務担当

個人住民税（町民税・府民税）の特別徴収の徹底について(お知らせ)

日頃から、税務行政に御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、地方税法では、所得税の源泉徴収義務のある給与支払者（事業主）は、従業員に支払う給与から個人住民税を差し引いて、各従業員が1月1日現在にお住いの市町村にそれぞれ納めていただく義務が課されています。

本町では、法令遵守と納税者の利便性向上の観点から、原則としてすべての事業主を特別徴収義務者として指定し、特別徴収を徹底しております。

※ 特別徴収の対象となる従業員には、原則として、正規の従業員だけでなく、アルバイト・パートなど、所得税が源泉徴収されている方は全て含まれます。
(例外として、特別徴収の対象外とすることができる場合を裏面に記載しています。)

つきましては、特別徴収されていない従業員の方がおられる場合は、次年度から特別徴収を実施していただきますので、特別徴収事務等のご準備をお願いします。

特別徴収へのご理解とご協力をお願いします。

お問い合わせ先

能勢町総務部理財課税務担当

電話【直通】072-734-0153

【裏面も併せてご覧ください】

特別徴収義務者に指定する対象者（事業主）は、 所得税の源泉徴収義務のある給与の支払者です。

前年中に給与支払いを受けており、4月1日において給与の支払いを受けている従業員の方（アルバイトなどの非正規雇用者を含む）について、個人住民税を特別徴収していただく必要があります。

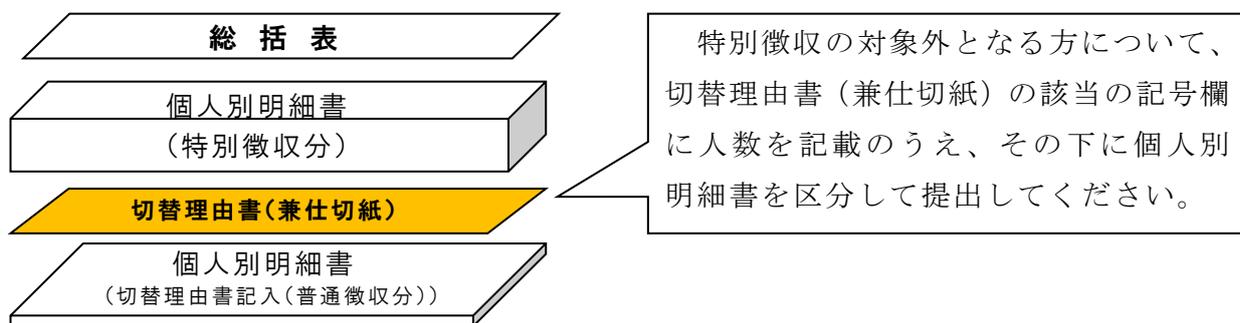
ただし、次の従業員の方は特別徴収の対象外（普通徴収）とすることができます。

- a 退職された方または給与支払報告書を提出した年の5月31日までに退職予定の方
 - b 給与が少なく、個人住民税を特別徴収しきれない方
 - c 給与の支払期間が不定期な方（例：給与の支払が毎月ではない）
 - d 他から支給される給与から個人住民税が特別徴収されている方（乙欄適用者）
- （※ a～dに該当しない方は、原則、普通徴収は認められません。）

特別徴収の対象外となる方（上記 a～d のいずれかに該当する方）について

給与支払報告書提出時に「普通徴収切替理由書（兼仕切紙）」（能勢町HPでダウンロード可能）を添付してください。

<給与支払報告書提出時の綴り方>



エルタックスで提出の際は、同切替理由書の添付は不要ですが、給与支払報告書（個人別明細書）摘要欄の最初に略号（a～d）を記載するとともに、「普通徴収」欄※にチェックを入力してください。（※特別徴収にするか普通徴収にするかを事業主等の希望により選択するための欄ではありません。）手続きの詳細については能勢町総務部理財課税務担当（072-734-0153）へお問い合わせください。

普通徴収切替理由書（兼仕切紙）		
		令和 年 月 日
市町村長 あて		指定番号
		事業所名
普通徴収として取り扱う給与受給者の人数と切替理由ごとの内訳は下記のとおりです。		
略号	普通徴収への切替理由（下記4項目以外の理由は不可）	人数
a	退職者または給与支払報告書を提出した年の5月31日までの退職予定者	人
b	給与が少なく、個人住民税を特別徴収しきれない者	人
c	給与の支払期間が不定期（例：給与の支払が毎月ではない）	人
d	他から支給される給与から個人住民税が特別徴収されている者（乙欄適用者）	人
普通徴収合計人数		人